

非正規公務員の賃上げ、遡及改定は自治体の 3 割 自治労連調査

毎日新聞 2023 年 11 月 16 日

公務員の賃金水準を毎年夏から秋にかけて提言する人事院や人事委員会の勧告を巡り、勧告に基づく正規職員の給与改定は 4 月にさかのぼって実施されるのに対し、非正規公務員(会計年度任用職員)は 3 割程度の自治体しか遡及(そきゅう)した改定をしていないことが労働組合の調査で判明した。政府は非正規公務員についても遡及改定するよう求めているが、対応しない自治体は組合に「事務が煩雑になる」などと回答しており、当事者から憤りの声が上がっている。

公務員は給与の引き上げを求めてストライキを行うことが禁止されるなど労働基本権が制限されており、代償措置として、人事院や人事委員会が民間給与と比較して給与を調整し、政府や自治体に勧告する制度が設けられている。

今年 8 月の人事院勧告は、4 月時点で民間会社と比較した給与の差額を解消するために、高卒初任給 8%(1 万 2000 円)、大卒初任給 6%(1 万 1000 円)の引き上げなどを政府に求めた。4 月時点の給与の比較であることから、4 月にさかのぼって賃金を改定することも求めている。今年には民間企業の賃上げが相次ぎ、大きなプラス改定となった。

総務省はこれに先立つ 5 月 2 日、非正規公務員の給与改定について「改定の実施時期を含め、常勤職員に準じることを基本とする」として、正規職員と同様に 4 月にさかのぼって改定するよう自治体に求める通知を出した。

総務省がわざわざこのような通知を出したのは、非正規公務員にいつから人事院や人事委の勧告を適用するかについて法律に定めがなく、自治体ごとに対応が分かれていたからだ。同省の担当者は通知の目的について「非正規職員は 1 年任用が基本で、遡及改定がなければ勧告の効果を受けられない」と説明する。

しかし、実際には総務省の通知後も「うちの自治体は遡及しない」との報告が、自治体で働く人たちでつくる自治労連(桜井真吾委員長)の元に相次いだ。このため、自治労連は全都道府県・市町村の 1718 自治体を対象に 10 月 27 日～11 月 8 日に緊急調査を実施し、212 自治体(12%)から回答を得た。

それによると、4 月への遡及改定を実施する自治体は 30.3%にとどまっており、他の自治体は、2024 年度から改定(17.5%)▽正規職員の改定後に改定(2.8%)▽改定しない(3.8%)▽未定(45.5%)——との回答だった。

自治労連の試算では、4 月にさかのぼって改定した場合、年間の給与は正規職員の高卒者で 21 万円、大卒者で 20 万円増え、フルタイムに近い非正規職員は 10 万円前後増えると見込んでいる。さかのぼらない場合、この数字がゼロとなり、また遡及改定する自治体としない自治体で待遇格差が生まれることにもなる。

「条例改正が必要」27%

総務省は11月9日には参院総務委員会での質疑で、非正規公務員の給与改定にかかる費用を地方交付税の増額補正で対応すると答弁。予算上の裏付けを与えてまで遡及改定を求めている。なぜ、自治体で対応が広がらないのか。



自治体への調査結果を公表する自治労連のメンバー＝東京都千代田区の厚生労働省で2023年11月15日、東海林智撮影©毎日新聞提供